

# 前田家本色葉字類抄における訓の並記について

村田正英

はじめに

- 一 並立訓における主訓の位置
  - 二 並立訓における副訓の機能
- まとめ

はじめに

国語史というものが、各時代の人々の、国語に対する認識のあらわれを捉えるものであるとすれば、辞書（字書）も国語史の資料として欠くことのできないものとなる。辞書をそうした国語史の資料として位置づけるためには、その辞書の語彙の性格が明らかにされなければならない。そしてそのためには、その辞書の成立過程や内部の構成原理を明らかにする必要がある。

さて、橋忠兼によって、天養年間（1143～1145）より治承年間（1171～1181）にわたって編まれたという「色葉字類抄」は、漢字をそのよみ（訓）のオ一音節の違いによってイロハ順に配列した字書である。掲出された漢字の下には、その漢字の訓が仮名で付けられており、ところどころ、アクセントを示す声点も加えられている。この字書の性格を考えるためには、そこに掲出された漢字やその訓の出処、ならびに、漢字や訓の配列の原理を明らかにする必要がある。漢字の訓の出処については、従来、「和名類聚抄」や和化漢文資料の語彙と共通する部分のあることが指摘されているが、字類抄全体の語彙を覆うだけの共通性を有していると認められる文献は、まだ見出されていない。もとより、字類抄の語句が単一の文献から選び抜かれたものであるとはい切れぬが、

今後、字類抄の成立に直接かかわっていたと認められる有力な文献が発掘されないと、限らないのであるから、そうした文献の博搜も、一層押し進められなければならぬ。ところで一方、字類抄の構成にかかわる諸事象について、それを整理しておく事も字類抄の構成原理を知る上で、さらには、前述の字類抄成立にかかわる文献を考える上で、必要な作業であると考ええる。

本稿は、そうした見地から、字類抄において一つの漢字に二つ以上の訓が並記されているもの（これを、今仮りに「並立訓」と称する）につき、いささかの調査を行い、その結果を報告するものである。なお、今回の調査の対象とした色葉字類抄は、「前田家本色葉字類抄」上・下二巻（中巻欠）である。黒川家本の色葉字類抄は直接には調査の対象とはしなかった。また、字類抄の各部のうち、諸社・諸寺・固郡・官職・姓氏・名字の各部は考察の対象から除いた。固有名詞の類においては、二つ以上の訓の出現はほとんど期待できないと考えたからである。なおまた、今回は和訓のみを考察の対象とし、疊字部の前半（字音語の部分）の諸例や、並立訓のうち一方が字音語であるような例は、取りあげていない。

### 一 並立訓における主訓の位置

さて、字類抄においては、掲出漢字の下に付記された仮名訓の才一音節に、その漢字の所属する篇（イロハ各篇）を決定する基準がおかれており、また、各篇の人事・辞字兩部にあつては、掲出漢字はその訓の音節数の少ないものから順に配列されている。ところで、掲出漢字に二つ以上の訓が記されている場合には、篇の所属や人事・辞字兩部における配列順は、それらの訓のいずれに基準がおかれてるのであるうか。以下、若干の用例をもとに、そうした所属や配列の基準となる訓（これを仮りに「主訓」と称し、並立訓のうち、主訓以外のものを「副訓」と称する）が並立する訓のいずれに該当するかを考えてゆく。

(1) 泪ハタム 観ミ 俾ヒ 催ヒ 阻ヒ （ハ篇辞字部）

(2) 助ツク 鋪ヒ （ヒ篇地儀部）

これらは、それぞれ並立訓の才一音節が互いに異なっており、したがって、その所属する篇を考へ合わせる時、おのれの右側に記された「ハ、ム、ヒ」ヒタ

キヤ」の訓が所属決定の基準となつてゐる事は明らかである。

(3) 否イナハ 不イナ敢ハ無ハ 是同 (イ辞字)

(4) 媚コヒ 嬌コヒ 眩コヒ 倖コヒ 响コヒ 圍コヒ 詭コヒ 是同 (コ人事)

これらは、それぞれ辞字部・人事部に属してゐるが、前述の如く、この二つの部においては、漢字はその訓の音節数の少ないものから順に配列されてゐる。

(3)の場合、その前後には、イマダ(未)イマシ(乃)イデヤ(嗜)……イヤス(治)のように三音節の訓が並んでおり、(4)の場合は、コト(事)コヒ(戀)……コウ(功)のように二音節の語が並んでいる。この事から、それぞれ、右側に記された「イナヤ」「コト」の訓が、配列順を決定する時の基準となつてゐることがわかる。

(5) 狹サ 後大反 又作 (サ辞字)

右は二つの訓が上下に並んだ例であるが、この場合、上方の訓「サシ」が当該漢字の所属篇の決定の基準となつてゐる事は、(1)(2)の場合と同様にして明らかである。

(6) 痕アト 又キストヨ (ア人体)

(7) 後コユ 又コユ 衰コユ 洗コユ 漳コユ 肥コユ 胎コユ 是同 (コ辞字)

右の二例は、並立訓の一方に「又」字が加えられてゐるものであるが、(6)の場合は、所属篇に明らかになつてゐる「又」の字が、所属決定の基準となつており、(7)の場合も、その前後に「コユ(踰)」「コユ(肥)」「コル(疑)」とあり、二音節の「コユ」が基準となつてゐることが明白である。

以上の事から考へるに、並立訓の場合、その右あるいは上に記された訓が当該漢字の所属・配列を決定する基準となつており、一方の訓に「又」の付いてゐる場合には、「又」の付いてゐない方の訓が基準となつてゐることがわかる。しかも、「又」字が付いてゐる訓は、そのほとんどが他の訓に対して左側か下方に位置する。結局、並立訓においては、右か上、すなわち、表記上最初に書かれる訓が、当該漢字の所属・配列の基準たる主訓の位置を占めてゐることになる。

二 並立訓における副訓の機能

字類抄における並立訓を整理し、型に示すと、次のようになる。(但し、訓の位置は、型同志の比較を容易にするために、上下に並記された訓を右左に置き換えるなどしたため、実際と違っているものもある) なお、 $\square$ 中、 $\circ$ は掲出漢字、 $\square$ は仮名で記された訓、下に示した数字は、その型に属する並立訓の用例数である。

- A、当該漢字の下に訓が並記されているもの
- ①  $\circ \square \square \square$  (4)
  - ②  $\circ \square \square \square \dots \circ$  同 (4)
  - ③  $\circ \square \square \square$  (部分訓)  $\dots \circ$  同 (1)
  - ④  $\circ \square \square \square$  (1)
  - ⑤  $\circ \square \square \square \dots \circ$  同 (1)
  - ⑥  $\circ \square \square \square$  (2)
  - ⑦  $\circ \square \square \square$  (俗云)  $\dots \circ$  同 (1)
  - ⑧  $\circ \square \square \square$  (60)
  - ⑨  $\circ \square \square \square \dots \circ$  同 (26)
  - ⑩  $\circ \square \square \square$  (部分訓) (2)
  - ⑪  $\circ \square \square \square$  (部分訓)  $\dots \circ$  同 (5)

- ⑫  $\circ \square \square \square$  (98)
  - ⑬  $\circ \square \square \square \dots \circ$  同 (56)
  - ⑭  $\circ \square \square \square$  (修云) (3)
  - ⑮  $\circ \square \square \square \dots \circ$  同 (4)
  - ⑯  $\circ \square \square \square$  (俗) (1)
  - ⑰  $\circ \square \square \square \dots \circ$  同 (1)
  - ⑱  $\circ \square \square \square$  (三云) (1)
  - ⑲  $\circ \square \square \square \dots \circ$  同 (1)
  - ⑳  $\circ \square \square \square$  (和名云) (1)
  - ㉑  $\circ \square \square \square$  (俗訓) (1)
  - ㉒  $\circ \square \square \square \dots \circ$  同 (2)
  - ㉓  $\circ \square \square \square$  (次) (2)
  - ㉔  $\circ \square \square \square$  (俗) (1)
  - ㉕  $\circ \square \square \square$  (一訓) (1)
- B、当該漢字には並立訓のうち的一方だけが記され、もう一つの訓は初掲字の訓をうけているもの
- ㉖  $\circ \square \square \square \dots \circ$  同 (18)
  - ㉗  $\circ \square \square \square \dots \circ$  同 (1)
  - ㉘  $\circ \square \square \square \dots \circ$  同 (1)
  - ㉙  $\circ \square \square \square \dots \circ$  同 (4)
  - ㉚  $\circ \square \square \square \dots \circ$  同 (36)
  - ㉛  $\circ \square \square \square \dots \circ$  同 (4)



辞字、メ辞字、サ辞字に属してゐる。したがって、その漢字は、その有する訓の数だけ、字類抄に存在するはずである。そこで、並立訓のうち主訓以外の訓が、他の箇所において、同じ漢字の主訓として用いられている用例がどの程度見出せるか、調査した結果をまとめたのが左の表である。なお、主訓と副訓との、オ一音節の異同も考慮した。

計	他の箇所には 用例を見出せないもの		他の箇所にも 用例が見出せるもの		型
	オ一音節が 主訓と異 なるもの	オ一音節が 主訓と等し なもの	オ一音節が 主訓と異 なるもの	オ一音節が 主訓と等し なもの	
8	0	7	0	1	①
8	0	7	1	0	②
2	1	1	0	0	④
2	0	1	1	0	⑤
4	0	4	0	0	⑥
60	5	52	3	0	⑧
126	3	120	0	3	⑨
98	21	15	62	0	⑫
56	13	16	23	4	⑬
18	2	16	0	0	⑮
36	5	24	5	2	⑰
8	0	4	2	2	⑳
10	1	9	0	0	㉑
8	0	8	0	0	㉒
20	2	15	2	1	㉔
462	53	297	99	13	計

(注)表中、副訓を二つ有するもの①②④⑤⑥⑧⑨⑫⑬⑮⑰⑲⑳㉑㉒㉔は、それを此の副訓と主訓とのオ一音節の異同を示しているもので、表中の合計値は、それらの型において、は用例数の二倍になつてゐる。

上の表から次の事がわかる。

(1) 副訓が、同じ漢字の主訓として他の箇所に見出せる場合、それら副訓の大多數が、オ一音節において、並立する主訓と異なつてゐる。たとえば、

・狭<sup>サシセシ</sup> (サ辞字) ↓ ・狭<sup>セシ</sup> (セ辞字)

・助<sup>ヒキヤ</sup>鋪<sup>ヒキヤ</sup> (ヒ地儀) ↓ ・助<sup>ヒキヤ</sup>鋪<sup>ヒキヤ</sup> (コ地儀)

・大<sup>ハトクサ</sup>青<sup>ハトクサ</sup> (ハ植物) ↓ ・大<sup>クルクサ</sup>青<sup>ハトクサ</sup> (ク植物)

などが、そうである。

(2) 副訓が、同じ漢字の主訓としては他に見出せない場合、それら副訓の多くが、オ一音節において、並立する主訓と等しい。たとえば、

・罵<sup>ハツカシメラル</sup> (ハ人事)

・標<sup>ハツカシメ</sup> (シ雑物)

などは、「ハツカシメラル」あるいは「ハツカシメ」を主訓とする例は見られない。

なお、(2)の場合には、例外が少なくないのであるが、その中には、検討を要するものも存する。以下、そうした存疑の例を列挙する。

・詐 <sup>ハカル</sup>ハカル 人リヌカスナリ (ハ辞字) ・忍唱 <sup>ガシコマル</sup>ガシコマル <sup>ヲイラヒレル</sup>ヲイラヒレル (カ疊字)

・擧擧 <sup>ヒコソコソ</sup>ヒコソコソ <sup>ヒコソコソ</sup>ヒコソコソ (ヒ疊字) | 以上 ⑩型

・沮 <sup>ハムム</sup>ハムム 也 觀憚僮阻 是月 (ハ辞字)

・矧 <sup>ヒコソコソ</sup>ヒコソコソ <sup>トリクナナリ</sup>トリクナナリ 權日 (ヒ辞字)

・洗 <sup>セン</sup>セン <sup>ハタシナル</sup>ハタシナル 踐同 (ス人事) | 以上 ⑨型

これらの場合、副訓は、訓と考えるよりもむしろ義注と考えるべきではなからうか。

・穢 <sup>ソク</sup>ソク (ア辞字) | ⑧型

・穢 <sup>ソク</sup>ソク <sup>ソク</sup>ソク (ソ辞字)

・暴風 <sup>ホウ</sup>ホウ <sup>ハ天象</sup>ハ天象 | ⑬型

・暴風 <sup>ホウ</sup>ホウ <sup>ノ天象</sup>ノ天象 | ⑬型

・殊麻 <sup>トリアシク</sup>トリアシク (ト植物) | ⑫型

・殊麻 <sup>トリアシク</sup>トリアシク (ト植物)

・小麦 <sup>コムギ</sup>コムギ (コ植物) | ⑫型

・小麦 <sup>コムギ</sup>コムギ (マ植物)

・砂 <sup>サ</sup>サ <sup>ス地儀</sup>ス地儀 | ⑫型

・砂 <sup>サ</sup>サ <sup>マ地儀</sup>マ地儀

・裯 <sup>スツケヨモ</sup>スツケヨモ (ス雑物) | ⑫型

・裯 <sup>ナツシコロモ</sup>ナツシコロモ (ナ雑物)

・龍鐘 <sup>シチケル</sup>シチケル <sup>シ疊字</sup>シ疊字 | ⑫型

・龍鐘 <sup>タシム</sup>タシム (タ疊字)

・王孫 <sup>ツチクレ</sup>ツチクレ (又植物) | ⑬型

・王孫 <sup>ツチハリ</sup>ツチハリ (ツ植物)

・姉 <sup>アネ</sup>アネ (ア人倫) | ⑬型

・姉 <sup>イロネ</sup>イロネ (イ人倫)

・兄 <sup>イワネ</sup>イワネ (ア人倫) | ⑬型

・兄 <sup>イロネ</sup>イロネ (イ人倫)

・糲 <sup>アラモト</sup>アラモト (ア飲食) | ⑬型

・糲 <sup>アラモト</sup>アラモト (コ飲食)

・<sup>カツ</sup>校<sup>サルトリ</sup> 王依 (同) (サ植物) — ⑬型

ひ・<sup>オホハラ</sup>校<sup>オホハラ</sup> (ナ植物)

・<sup>ヲトク</sup>葉<sup>ヲトク</sup> (ヲ植物) — ⑤9型

ひ・<sup>ナ</sup>葉 (ナ植物)

これらは、訓の誤記、誤脱かとも考えられる。

まとめ

以上、判明したことをまとめると、次のようなことになろう。

1、掲出漢字に二つ以上の訓がある場合、その漢字の所屬・配列は、右または上に記された訓に拠っている。

2、<sup>ア</sup>又<sup>シ</sup>が一方の訓に付いている場合は、<sup>ア</sup>又<sup>シ</sup>の付いていない訓が、所屬・配列の基準となつて

3、並立訓のうち、当該漢字の所屬・配列の基準となつていない訓、なかでも、<sup>オ</sup>一音節が、主訓と異なるものは、字類抄の他の篇にとりあげられて

いることが多く、字類抄の、こうした副訓のあり

様は、当該漢字を、いずれの訓からも検索できる

ことを目指したためではないかと考えられる。  
この点に關して、次のような例のあることに注意したい。

・<sup>ヒツヒカミ</sup>長首<sup>ヒツヒカミ</sup> (ヒ人体)

・<sup>ヒツトリ</sup>鷹<sup>ヒツトリ</sup> 鶺鴒<sup>ヒツトリ</sup> (シ動物)

ここで、わざわざ「在奴部」「見宇部」と断わ  
たのは、それで此の漢字の訓として、別に「又カ、  
ミ」あるいは「ウ」という訓のあることを読者にさ  
とらせるためではなかつたかと考えている。